

価格転嫁に関するJAIPAの取り組み状況について

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
2025年12月2日

設立 1997年10月 (日本地域プロバイダー協会)

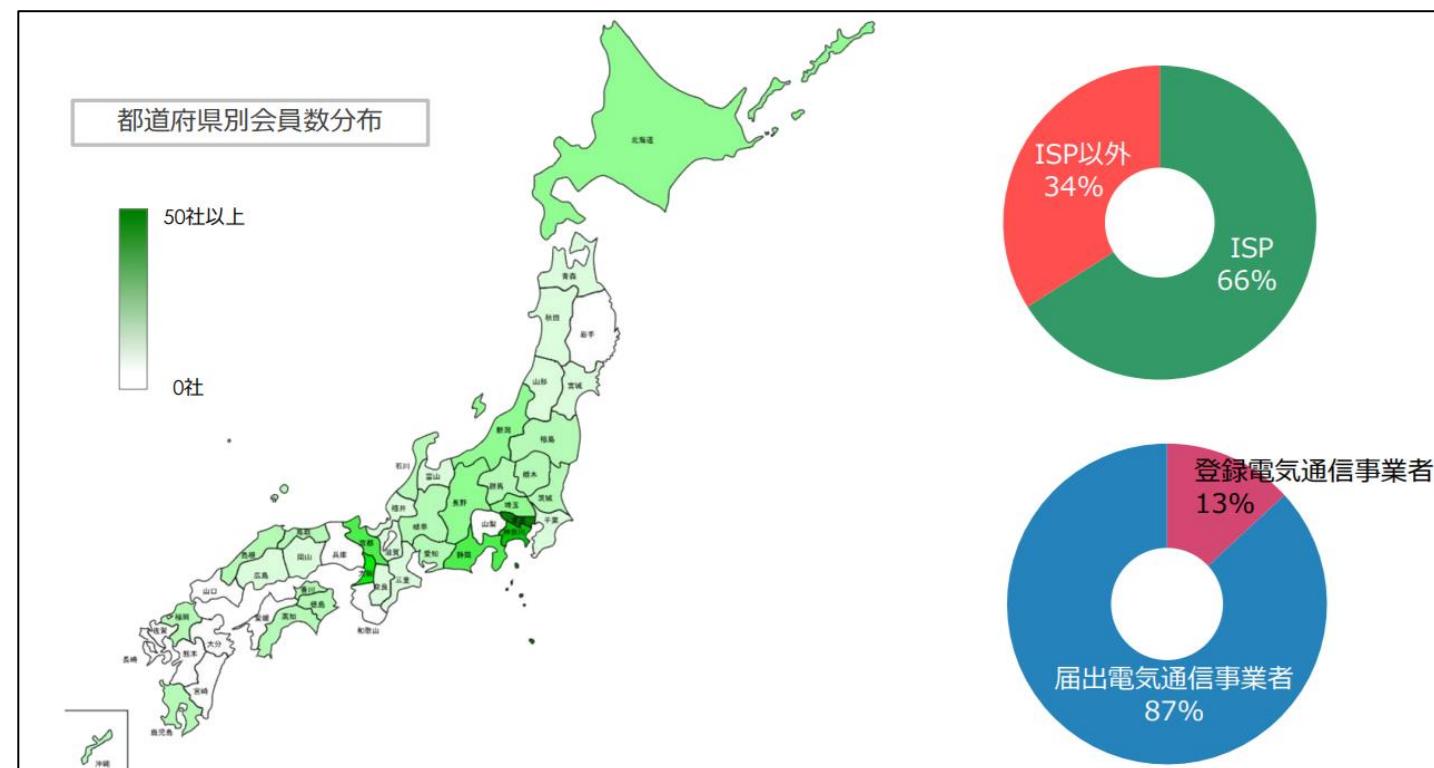
会員数 158社 (正会員155社、賛助会員3社)

会員構成 全国・地域ISP、クラウド、ホスティング、セキュリティ、インフラ構築その他事業者

會員企業地域

ISP・ISP以外構成

登録・届出区分



大分類	G 情報通信業
中分類	37 通信業
小分類	371 固定電気通信業
細分類	3719 その他固定電気通信業
	他に分類されない固定電気通信業を営む事業所をいう。 <ul style="list-style-type: none">・ 音声蓄積サービス業：ファックス蓄積サービス業・ ISP (インターネット・サービス・プロバイダ)・ IX (インターネット・エクスチェンジ) 業・ IDC (インターネット・データ・センター) 業

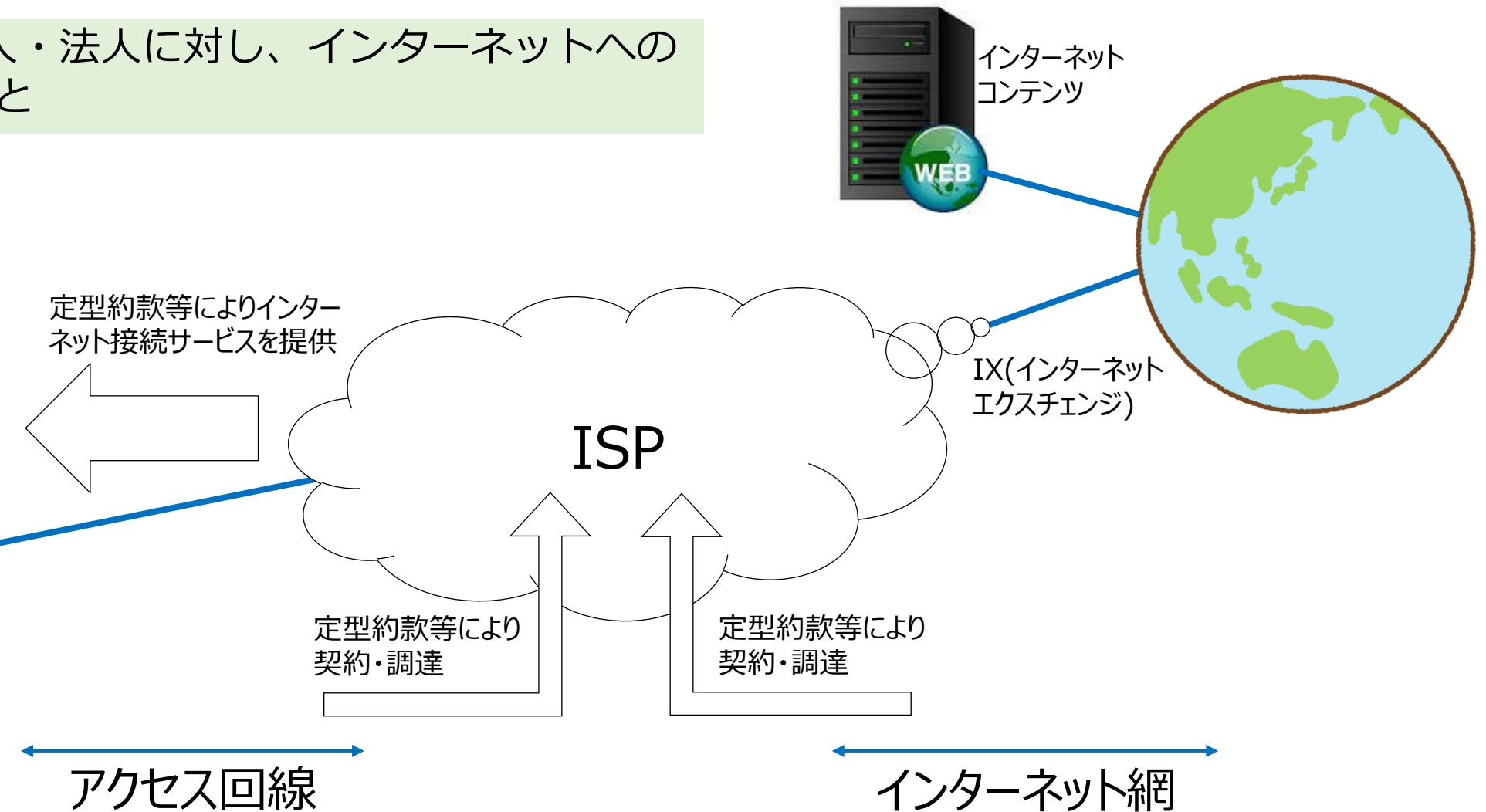
当協会会員

(経済産業省中小企業庁)

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/kihonchousa/download/2-4_bunrui.pdf

はじめに① ISP（インターネット接続）事業とは

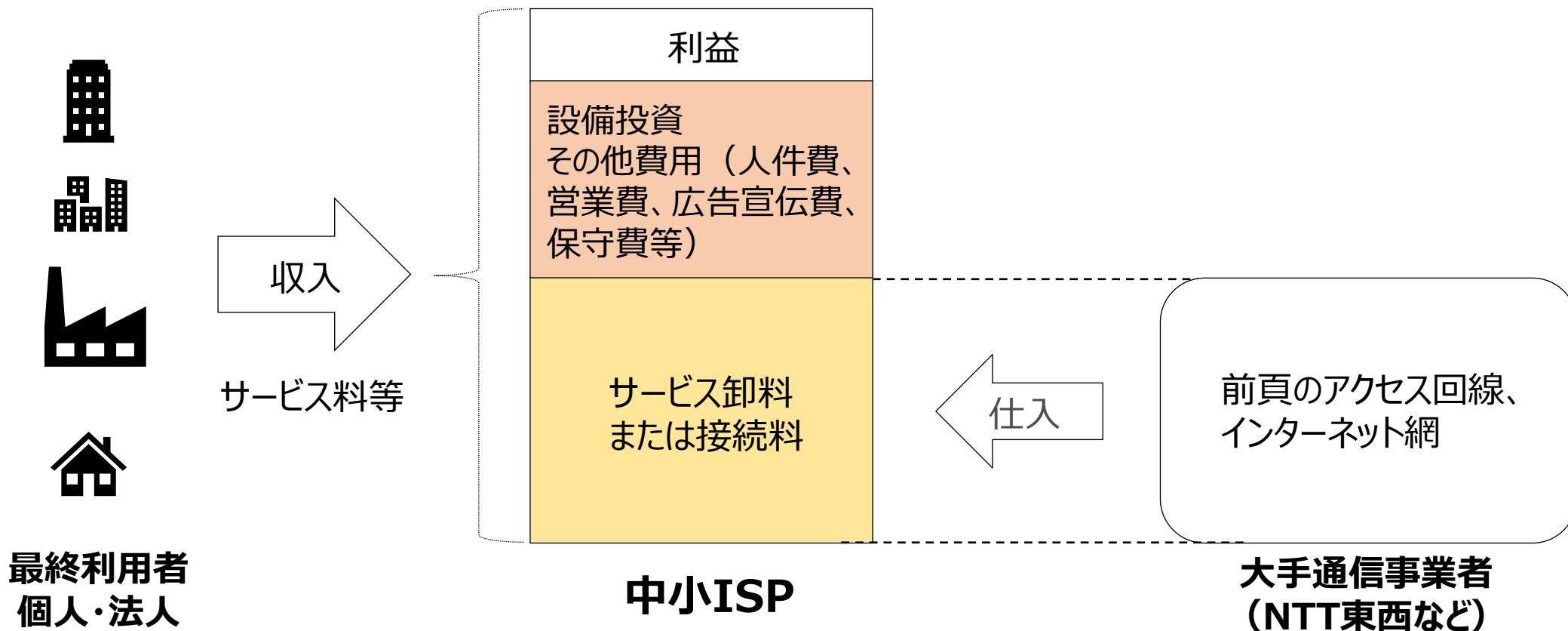
ISPの役割は、個人・法人に対し、インターネットへの接続を提供すること



はじめに② ISP（インターネット接続）事業の取引形態

仕入：ISPの原価構成の大半を占める卸料・接続料は大手通信事業者等から調達

- 収入：① 前述の通り通信料金は定額料金にて提供
② 大手通信事業者の下請となるような取引は少ない
③ 他業界より受託を受けwebサービスやサービス運用を提供するケースは存在



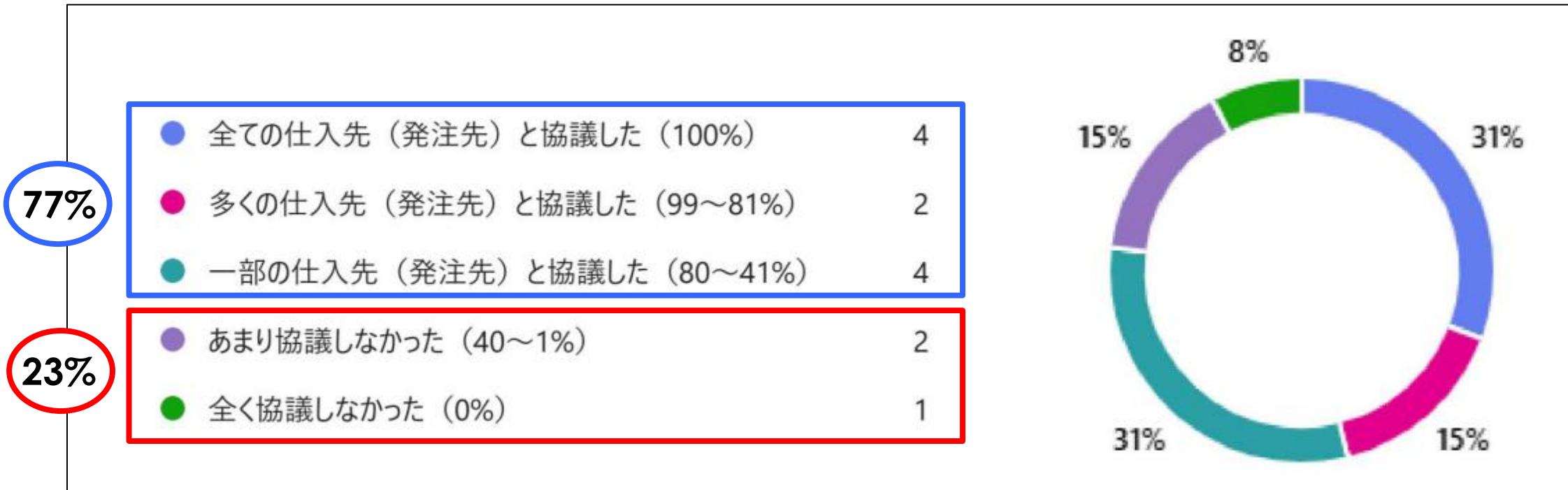
1. 団体としての価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況

- 2024年1月26日 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について説明会を開催
- 2024年3月26日 労務費の適切な転嫁等に向けた自主行動計画」を制定
<https://www.jaipa.or.jp/about/article.php#article17>
- 2024年5月～7月 会員に対し労務費の転嫁状況の調査を実施
- 2024年12月 上記のフォローアップ調査を実施
- 2025年10月 「適正取引の推進と付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定
<https://www.jaipa.or.jp/about/pdf/actionplan251007.pdf>
- 2025年10月～11月 中小企業と大企業の取引における価格転嫁についてのアンケートを実施
(次頁以降で概要を抜粋して紹介します)

2. 価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況 (アンケート結果抜粋①)

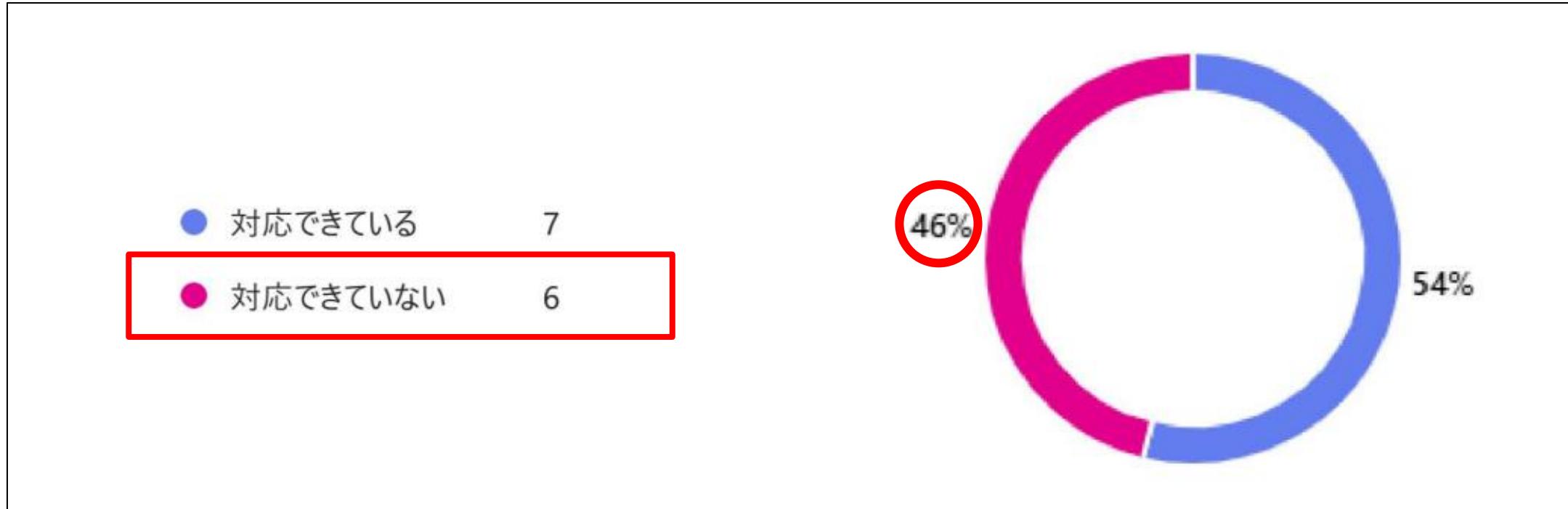
以降、2025年10、11月の中小企業と大企業の取引における価格転嫁についてのアンケート結果の概要（抜粋）を紹介します。

問4. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を仕入先（発注先）との協議状況についてお答えください



2. 価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況（アンケート結果抜粋②）

問7. 仕入先（発注先）と定期的に労務費の価格転嫁に関する資料や説明を求める場合には、公表資料を用いるよう依頼する



【会員企業コメント】

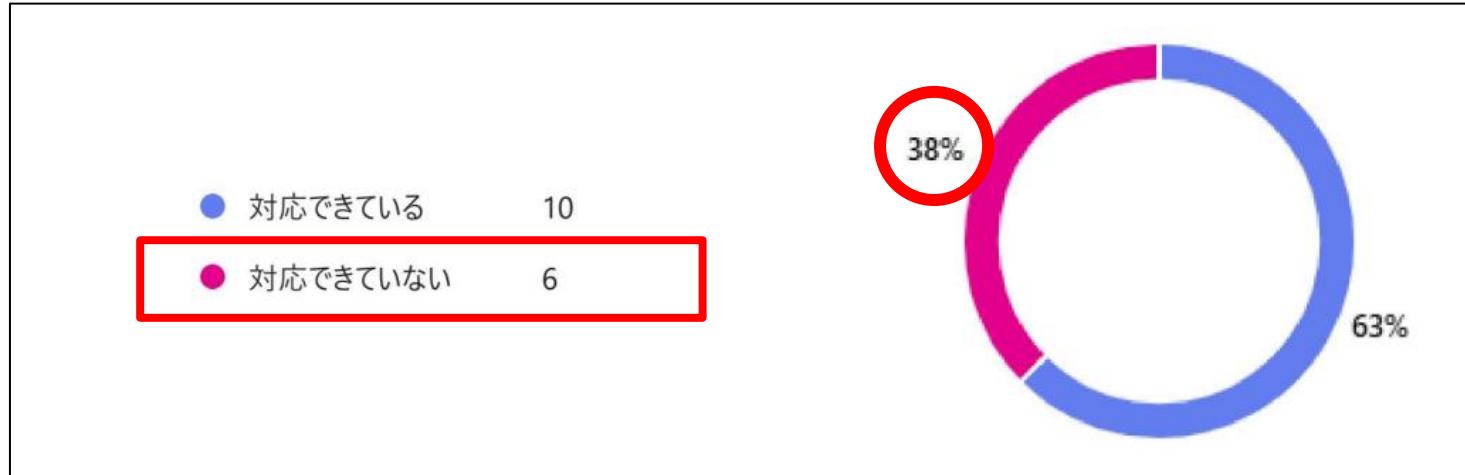
- ・説明を求める事案がありませんでした。
- ・特に違和感のある価格提示でなければ、仕入先に対して内訳や説明を求めることがありません。



説明を求める場合等に備え、
継続して周知を実施

2. 価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況（アンケート結果抜粋③）

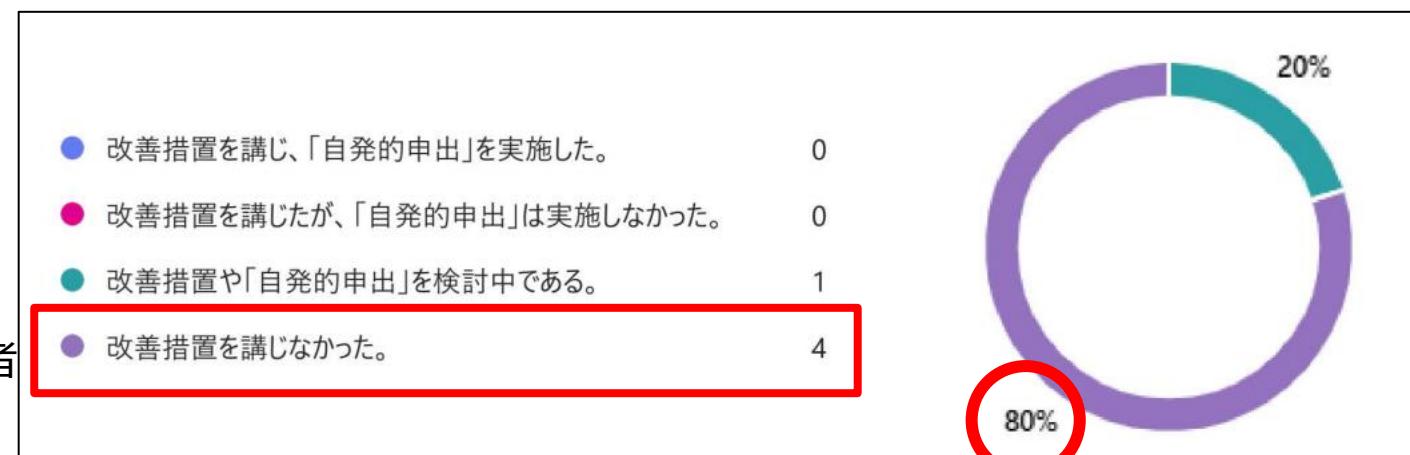
問28. ①「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」等の現行下請法第3条、第4条の規定に違反する行為がないか自主点検したか



問29. 上記自主点検応の結果違反があった場合、下請事業者が受けた不利益の早期回復などの改善措置を講じたか

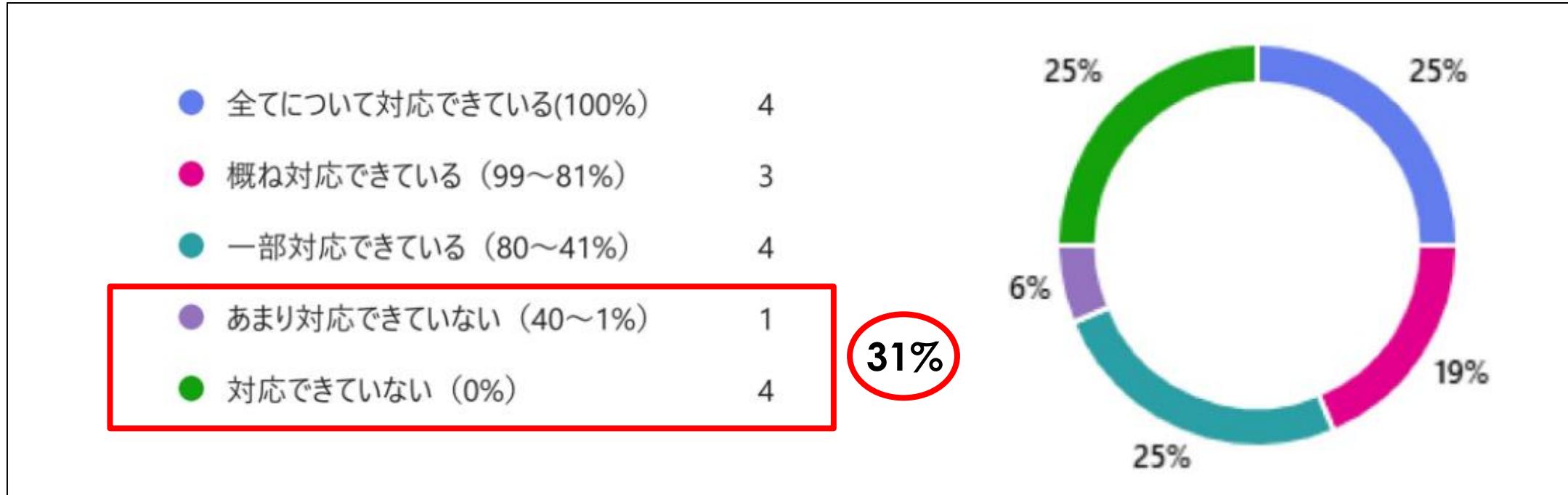
【会員企業コメント】
「改善措置や下請法の自発的申し出を検討中」

必要に応じ関係者ヒアリング



2. 価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況（アンケート結果抜粋④）

問33. ①直接の取引先を超えた、更に先の取引先まで、価格転嫁が可能になるような価格決定を実施しているか

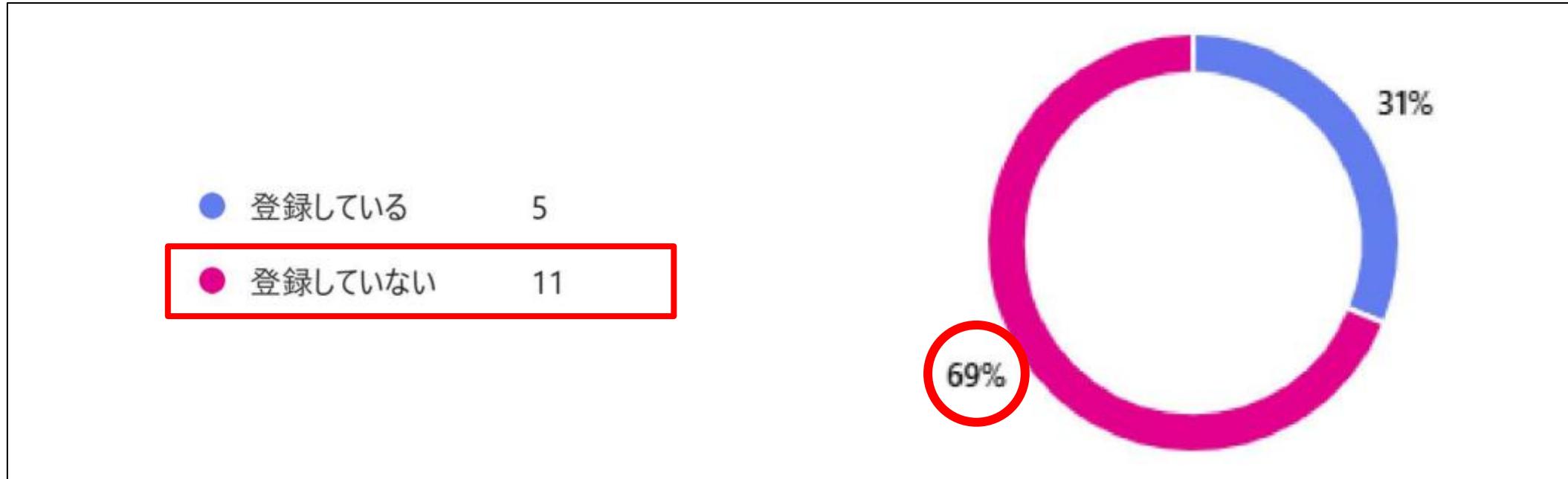


【会員企業コメント】

・契約上、エンドユーザへの提供価格については当該エリアの
地方自治体の了解が必要

必要に応じ関係者
ヒアリング

問42. 「パートナーシップ構築宣言」の登録を行なったか



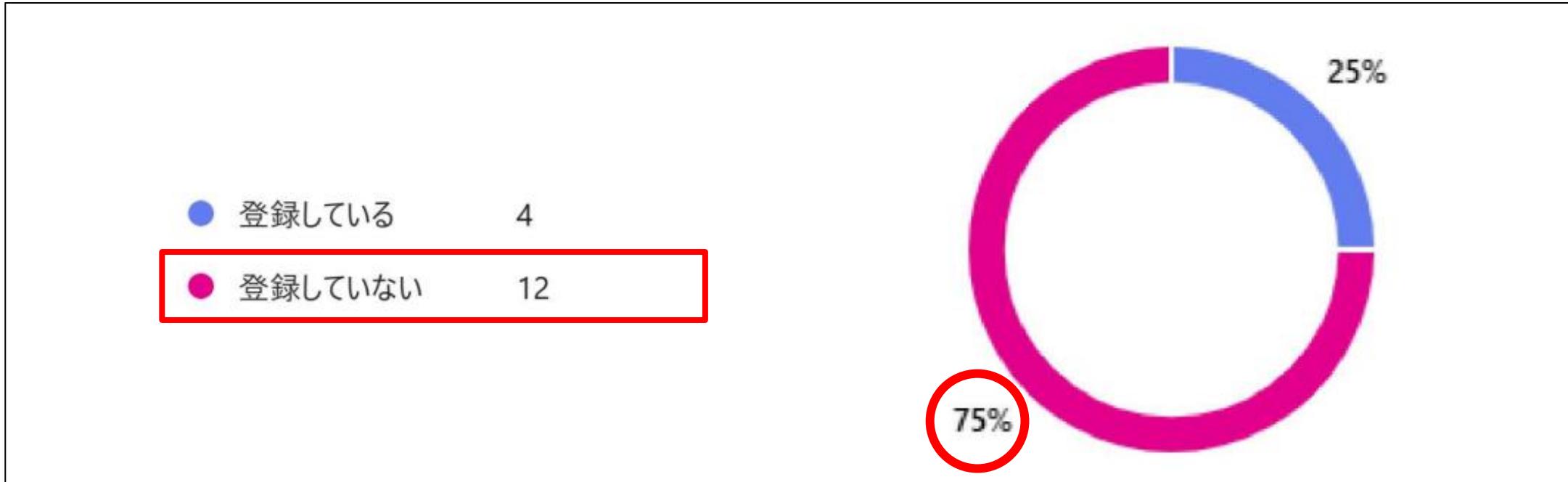
【会員企業コメント（いずれも小規模企業）】

- ・任意であるなら業務負担が増えるだけなので登録の必要を感じない
- ・従業員5名以下の事業者で直接業務以外の事務対応に時間を割けない

個々の実情を踏
えた検討が必要

2. 価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況（アンケート結果抜粋⑥）

問44. 警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費について、取引実績等に照らし、価格転嫁・交渉の対象としているか



【会員企業コメント】

- ・交渉の余地がない、算出根拠を組み込んでいない
- ・準備段階である、入居したばかり

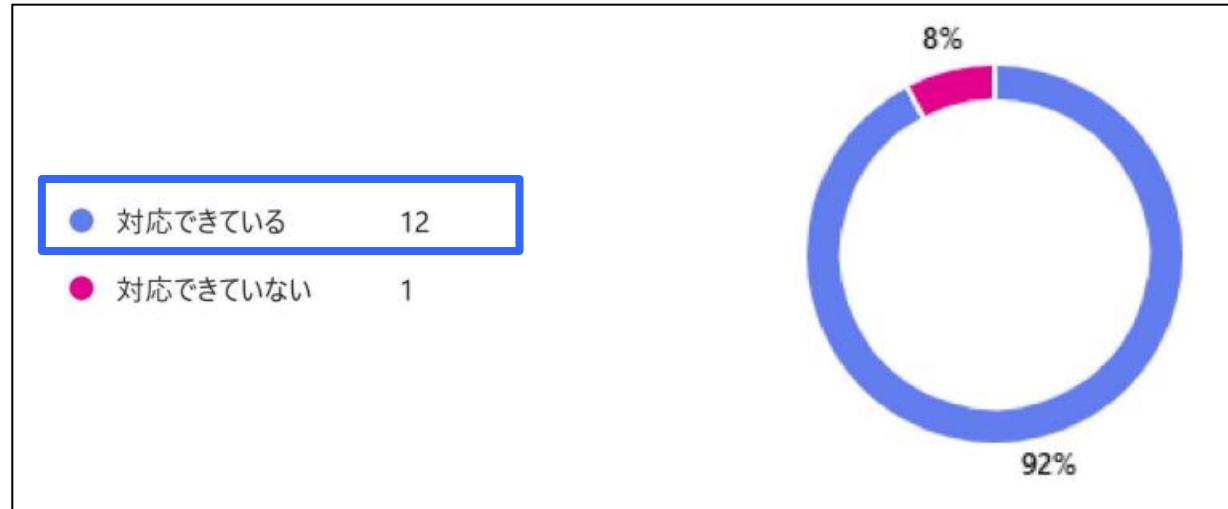


今後理解・浸透を深めて行く項目として取り組み

2. 価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況（アンケート結果抜粋⑦）

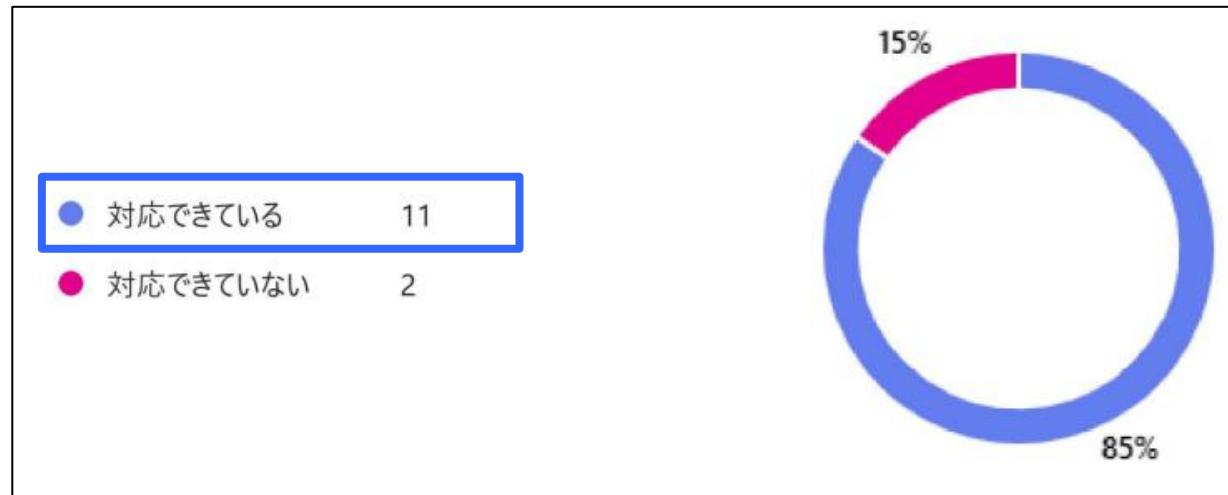
問5. 労務費の価格交渉に経営トップ
が関与している

92%



問10. 必要に応じて仕入先(発注先)に
労務費上昇分の価格転嫁に関する
考え方を提示する

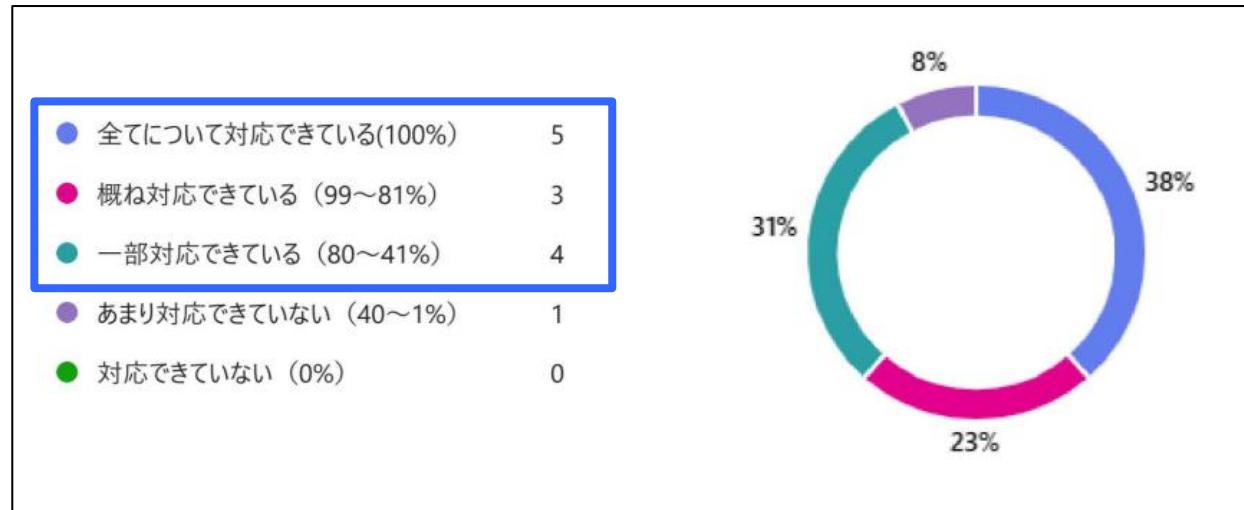
85%



2. 価格転嫁・取引適正化対策に関する取組状況（アンケート結果抜粋⑧）

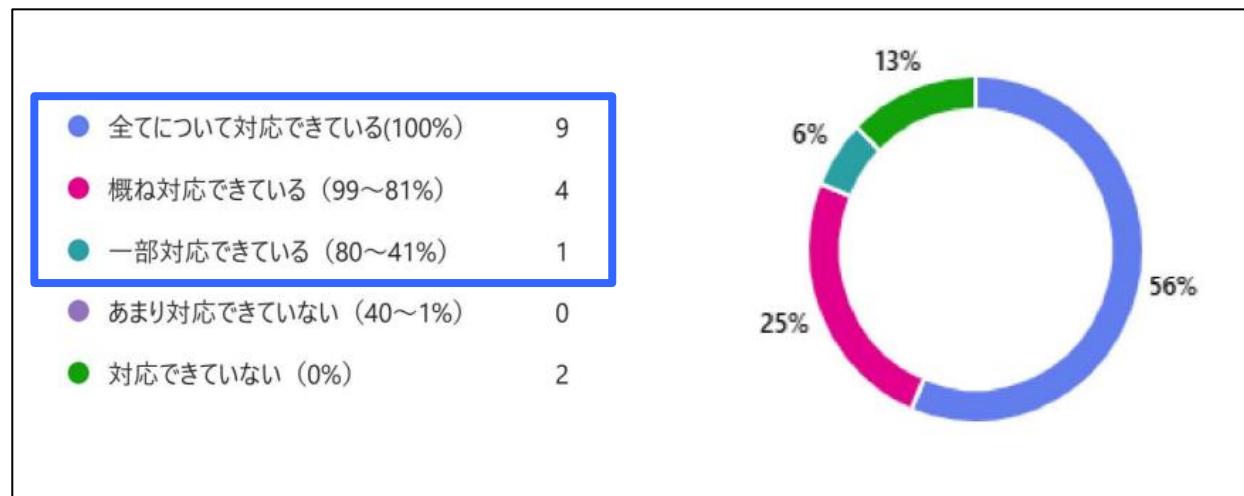
問11. 定期的に仕入先(発注先)とコミュニケーションをとる

92%



問30. 受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃に向けた対応状況。

87%



3. 3月の大臣要請に記載されている項目への対応状況

1. 下請代金支払遅延等防止法違反への対応

2. 下請法等改正法施行前からの自主的な対応

3. 最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信

4. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守徹底など

- 3月11日付で協会ホームページに掲載
- 3月14日付で会員に対しメールで周知、会員企業において実施した又は実施する予定の対応等について報告を依頼

4. 上記を踏まえた協会としての今後の取り組み（1/2）

- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」については今後も継続的して説明会を開催し、趣旨の浸透に努めてまいります
- 2026年1月の下請法改正施行に合わせ、説明会を開催するなど取り組んでいきます。
- パートナーシップ宣言のひな型を会員に示す等により宣言率の向上に努めます
- 協会の理事会や部会等において会員間で現状の共有を図り、また積極的に取り組んでいる会員が具体的対応を説明する機会を設けるなど、創意工夫を図り取り組みます
- 会員企業には業界として対処できている点についても共有し、重点的な説明および周知を検討・実施します

(例) 2025年3月 フォローアップ結果における通信業界順位

支払手段（4位）、支払サイト（9位）、割引料負担（4位）、支払手数料負担（5位）

4. 上記を踏まえた協会としての今後の取り組み（2/2）

- 通信サービス組み立ての構造上、地域ISP事業者においてはNTT東西のコラボ回線やIX接続、トランジット、DCなど大手通信事業者から回線サービスを構成する原材料を調達することはあれど、大手通信事業者の下請となるような取引は多くありません（ある場合でも特段問題はないとのこと）。
- 一方で他業種との比較で考えた場合、ISP事業は競争環境の観点から長年横ばいとなっているサービス料金の最終消費者への価格転嫁（＝値上げ）をしづらい環境にはありますが、今後も協会として可能な取り組みを検討したいと考えております。

